

令和4年度 第1回自治基本条例策定専門部会議事録

日時: 令和4年4月26日(火)
午後6時00分から午後9時00分
場所: 役場4階委員会室

1 開会

・出席者

部 会 員: 源津 憲昭、京屋 愛子、森部 富士樹、佐々木 良榮、村上 真美
※敬称略 計5名

町議会議員: 大坪 正明、野村 祐司
※敬称略 計2名

役 場 職 員: 佐藤 誉修、高島 真由美、藤原 元貴、高橋 正人、荒明 慎久、鈴木 高悠、
西森 理恵、才川 育世、佐藤 衡一
※所属及び敬称略 計9名

事 務 局: まちづくり推進課 新村課長、八代主事、宮崎主事

2 挨拶

3 全体会議

(1) 中間報告案の意見交換

① 第7章「議会」に係る中間報告案について (起草チーム)

- ・議会の論点整理については、2月、3月の専門部会において議論しており、今回で3回目になります。前回に大部分のご意見をいただきましたので、それらの意見を網羅するようにしました。
- ・第1項では、「選挙で選ばれた町民の代表機関として、町的意思を決定します。」と規定しておりますが、前回の部会における意見を反映し、仮置き案を変更させていただきました。
- ・第2項は、前回の仮置き案では、「討論を基本とし」という表現を使用していましたが、前回の部会における意見に基づいて、仮置き案を修正しました。
- ・「議会の権限」については、前回の部会で参加議員からご指摘いただいたとおり、議会の監視機能は、「検査、監査請求及び調査等」ということが憲法で規定されていますので、この3つを規定することにしました。
- ・前回の部会で、基本理念及び基本原則の内容が分からないので、判断しかねるという話がありましたが、「総則」の章では町民、議会、町が、「行政」の章では町長と職員が自治基本条例を遵守するという規定になっており、本条例において1番の重要な点だと思っておりますので、この表現は残してあります。
- ・前回の仮置き案では、町民の意見を聴取するという表現になっていましたが、少し上から目線ではないかというご指摘がありましたので、「丁寧に聴き」という表現にしました。丁寧にという言葉を見ると、相手の気持ちを考えて対応する、というような内容だったので、丁寧に言葉を使用させていただきました。
- ・次の「町民との情報共有と町民参加」について、前回の仮置き案では、「本会議及び委員会等」の部分で「常任委員会と特別委員会等」と表現していましたが、地方自治法や美瑛町議会会議規則、美瑛町議会委員会条例において、会議と委員会の両方で実施できることになっておりますので修正しました。
- ・専門部会では、「議会」について充実した規定を定めるためには議会により議会基本条例を策定し、自治基本条例上では議会基本条例に委任するという意見がありましたが、一方で、自治に係る内容はすべて自治基本条例の中でまとめた方が良いという意見がありました。本条例においては、別に議会基本条例を策定することはせずに、「議会」の章の中で、基本的な事項から、町民との情報共有や町民参加まで、広く規定することとしました。

②第8章「行政」に係る中間報告案について

(起草チーム)

- ・前回の専門部会で、「町長の責務」を最初にしたほうがいいのかという意見がありましたので、仮置き案では「町長の責務」を先頭にしています。「町長の責務」は、町長の責任と義務、信託に応えること、公平かつ誠実に行政運営を行うことなどを規定しています。また、「総則」においても、町民、議会、町がこの条例を遵守することを規定していますが、改めて「町長の責務」においても、この条例を遵守することを規定しています。
- ・第2項に関しては、地域課題を解決するためには職員の知識と能力の向上、効率的な組織体制の整備が必要なため、「町長の責務」として規定をしています。
- ・第3項については、財源や人事、様々な資源に限りがある中でやっていかななくてはいけないため、経営感覚を持って自治体運営に取り組むことが必要ということを規定しています。
- ・第4項について、現在もびえい未来トーク等、町長と町民との意見交換の機会を設定していますが、改めて本条例で規定したほうが良いと考え、仮置き案に入れました。
- ・「行政の責務」の第1項について、行政はまちづくりに重要な担い手の1つであることから、他の担い手である町民及び議会と連携して、事務及び事業を執行するよう規定しています。
- ・第2項は、地方自治法で決められている内容を規定しています。
- ・第4項につきましては、町民の幸福につながるような事務及び事業を執行し、町民の意思を反映するために、情報共有と町民参加の推進について規定しています。
- ・「職員の責務」について、職員は町長の補助機関ではありますが、一人一人が目指すべき職員像を規定することとしています。職員は町民にとって一番身近な存在なので、重要な役割を担っていると考え、「職員の責務」を規定しています。また、職員は町民の視点に立ち、高い倫理感のもと、公平かつ誠実に職務を遂行し、町民との信頼関係を築くことが大切だと考えています。
- ・職員が担当する職務は分野が広いことから、よく言われるように縦割りとなってしまう傾向があるので、所属の垣根を越えた連携を取り、町民とも積極的に連携して職務を遂行するということを第3項に規定しております。

③第9章「行政運営」に係る中間報告案について

(起草チーム)

- ・今回、論点が20個ありますが、これは「行政運営」の章を構成する具体的規定例が20個示されていたので、そこに基づいて、論点を整理しています。
- ・1の「総合戦略」について、美幌町をベースに策定しましたが、基本構想の策定、変更等、いわゆる、議会の議決事件については、それについて定める条例がありますので、その点は削除しました。
- ・また、意見の中に、毎年度実行計画を見直すというご意見もありましたが、総合計画を毎年見直すことは現実的ではないと考えました。総合計画に紐づけられる小さな事業がありますが、そのような事業は毎年まちづくり評価の対象になっていますので、毎年度の見直しについては特に記載していません。
- ・総合計画の策定は、町民参加を図り、総合計画の柱となる共有ビジョンの策定しており、策定段階における町民参加は既に取り組んでいるところです。したがって、ベースとした美幌町の条文から特に変更せずに条文案を策定しました。
- ・2の「行政評価」については、美瑛町では「まちづくりの評価」として住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例で既に定められていますが、条文の表現については「行政活動」から「行政運営」に変更しました。活動と運営について、意味の違いを調べましたが、運営の意味が組織機構を動かせることということと広辞苑に書いてありましたので、こちらの方が馴染むと思います。
- ・3の「財政運営」については、美瑛町財政運営計画の表現を参考にしています。また、「財政運営計画を策定します」という内容を記載しています。
- ・4の「意見聴取」、5の「予算編成」、6の「予算執行」、7の「決算」については、特に意見がなかったため、「行政運営」の章では規定しないということで、仮置き案を策定しました。

・8の「財政管理」については、1名の方から意見をいただいておりますが、町が所有する公営の施設等は、公共施設等総合管理計画において整理されているので、特別に規定をする必要はないと考えております。

・9の「財政状況」のところは、規定をしていません。

・10の「行政改革」について、美瑛町では「行政改革大綱」が策定されていますので、条文では規定していません。

・11の「行政手続」については、「行政手続条例」が定められていますが、町民が分かりやすいように規定した方がよいという意見がありましたので規定しています。

・12の「政策法務」について、下川町の条例を参考にして仮置き案を策定しました。「調査研究を重ね」という表現は、職員育成にも通じる点があると思います。皆さんからの意見の中に、専門職員がいない中で苦労されているという内容があり、そうだよなと思います。この分野に精通した職員の育成も課題であるという指摘もあったので、「職員の法務能力の向上に努める」という表現を用いました。もし、中頓別町のような法制専門職等の配置に努めるというような表現が良いということであれば改めて検討します。

・13の「危機管理」については、「美瑛町地域防災計画」が策定されていますので、ここはシンプルな条文が良いと考えています。また、防災に関する内容なので、町民の皆さんに分かりやすい表現にしています。仮置き案では、危機管理体制の整備は行政の義務として規定していますが、町民との協力関係を強調することで自治基本条例らしさを出したいと考えました。

・条文に美瑛町らしさを入れた方がよいという意見もあり、検討しましたが、なかなか難しいと考えています。皆さんの意見でも十勝岳に係る内容が多いところですが、危機管理の内容は十勝岳に関する災害だけではなく、条文は危機管理全般のことを規定しなければならないため、この仮置き案には入れないことにしています。これからは、美瑛町らしさにこだわって、振り返り作業の際に、どの章にどのように入れればいいのかという意見もお聞きしたいと思っています。

・14の「公益通報」については、前回の専門部会でも難しい項目ということで意見がありました。「行政」の章の「職務の責任」において、「高い倫理感」という表現を用いています。「高い倫理感のもと」に町民との信頼関係を構築することを規定していますので、起草チームとしてはここで網羅できていると考えました。設けるべきというご意見もありましたが、規定しないこととしました。

・15の「外部監査」については、回答がなかったので規定しません。

・16の「苦情処理」についても、規定することが難しいという話になりました。この点についても、「行政の責務」で、「町民の満足度を高める行政運営に努め」という規定もあり、また、職員が「公正かつ誠実に職務を遂行し、町民との信頼関係を構築しなければなりません」という表現もあります。苦情処理というのは、発信者からすれば意見や提言、要望であり、町民からあがってくるものです。それを受入れる側の職員が、要望、提言、意見として取ってくればよいのですが、苦情と判断してしまう場合もあります。しかし、既に職員は誠実に対応する義務が規定されていますので、苦情処理については特に規定しなくても良いのではないかと考えました。何か問題があると苦情処理という形になってしまうのは、条例としてはいかがなものかと思っておりますので、皆さんのご意見をお聞きしたいと思っております。

・17の「職員政策」については、回答がなかったので規定していません。

・18の「出資法人等」については、既に実施していることをシンプルに規定できれば良いと思います。町からの資金の流れについて議会に公表しているので、この程度のシンプルな規定にしたほうが良いのではないかとということで、2項だけで規定しています。ご意見の中に、補助金や助成金等の公的資金の流れを全て公開するという意見もありましたが、情報公開を進めるという認識でよろしいでしょうか。

(委員 A)

・条文には特別入れ込まなくてもいいと思いますが、今後、予算が少なくなっていく中で比率がだんだん大きくなっていくので、財政の効率運用という面では課題になるという指摘だけさせていただきます。

(起草チーム)

・どういう範囲内で公開するかということについては、考えていければいいと思いますので、「出資法人等」についての仮置き案はこのようにしています。

- ・19の「組織体制」については、回答がなかったので規定していません。
- ・20の「附属機関」については、シンプルに規定したいと思います。「審査会等」については、既存の住み良いまち美瑛をみんなで作る条例では規定していない内容ですが、和寒町を参考に、第1のところで「行政はまちづくりに関する重要な施策、町民とともに解決するため、審査会等を設置することができる」と簡単に説明しています。
- ・「会議の公開等」「委員の公募」については、既存の条例にありましたので、このまま規定しています。
- ・取りあえず、20までで終了です。論点2つきましては、皆さんからたくさんの意見をいただいておりますが、振り返りの回で扱っていかうと考えています。
- ・本日扱った「議会」、「行政」、「行政機関」については、私たち町民にとっては、正直、分かりにくい項目です。これらの項目は、町民に分かりやすく説明できるようなアイデアを、条文と一緒に検討してほしいと思っています。皆さん、本当にお忙しいと思いますが、振り返り作業へのご協力をよろしく願いいたします。

(事務局)

- ・ありがとうございました。最初に第7章「議会」の中間報告案について、ご意見はございますか。(意見等無し)
- ・「議会」の章については、回数を重ね、丁寧に議論してきた項目ではございますので、一応こちらの内容を仮置き案とさせていただきますと思います。
- ・続いて、第8章「行政」の中間報告について、ご意見はございますか。

(職員 A)

- ・2ページの「行政の責務」について、「行政は」から始まって、途中で「行政を執行することを基本とします」という文章になっていますが、少し違和感があります。「行政は」という主語に対して、途中で「行政を執行する」となると、この「行政」という言葉が違う意味で使われていると思いますので、違和感があるのだと思います。「事務及び事業を執行する」という表現であれば、すっきりすると思います。

(起草チーム)

- ・確かにそのように感じますので、この点については事務局ともう一度相談して分かりやすい表現にしたいと思います。

(事務局)

- ・続いて、第9章「行政運営」の中間報告案について、ご意見はございますか。

(職員 B)

- ・私は、5ページの「政策法務」について回答していなかったのですが、②の専門職員に係る意見を見て、条例的な部分で専門職員がいないのも現実ですし、町の弁護士がいることに対して税理士がいないとか、「士」がつく職業は本当に専門性が高く、職員・職場の現状としては必要と思います。また、町民のサービスにもつながり、信頼にもつながるという点では、限られた人員の中で、そのような専門職の配置や採用について、当然理事者サイドも考えていただいておりますが、現在は増えてきている実感はありますが、条例でそこまで規定するのは難しいと思う部分もあります。何でもかんでも逐条解説へ逃げるのが良いのかということも難しい点ではありますが、やはり町民サービスの部分だなと考えていました。

- ・6ページの「危機管理」について、起草チームからは美瑛らしさをどのように盛り込むのかということが課題ということの説明をもらいました。町の「危機管理」としては、十勝岳に限らず防災全体を意識し、把握し、対策をしなければならないということが前段にありますので、やはり難しい課題となると思います。町民の方に伝え、親しみを持っていただき、私たちの町の条例なのだと思ってくれたらいいと思います。十勝岳というキーワードが大事になってくると思います。条例の中での盛り込みが難しければ、逐条解説等で記載する方法もあると思います。昨年度、日本ジオパークの認定もあったことから、十勝岳とともに生きていくということを意識させるには、どこかで十勝岳というキーワードが必要ではないかと感じています。

- ・7ページの「苦情処理」については、個人的な感想ではありますが、やはり誠意ある対応をすることが、苦情の対応であって、起草チームが説明したように、要望や意見を苦情としてとらえるのか、貴重な意見

としてとらえていくのかという、私たち職員のスキルの部分が大きいのと思っています。「職員の責務」でも規定されているように、苦情処理という表現を用いると、苦情ありきというか、苦情が来るようなまちですということを宣言することになってしまうと思うので、そのようなマイナスイメージなキーワードを避けながら、目的としては苦情の処理もきちんと行うという内容で策定していければ良いと思います。

・また、既に行政組織運営委員会が役場の中に設けられています。各部署においてどのような意見をいただいたか、それを迅速に処理したかというようなことを確認して、総務課に報告し、町全体で共有するという取り組みを現在組織的に実施しているところなので、あえて苦情処理という表現を使用する必要はないと思います。

(起草チーム)

・十勝岳の件についてですが、今の意見も分かりますし、また、他の方からも十勝岳の災害と隣り合わせの状況になっているという意見をいただいていますので、起草チームでは前文で盛り込むことで美瑛らしさを出していくという方法を考えております。もちろん、逐条解説で入れても問題ないと思っています。

(委員 B)

・「行政運営」の手法は、行政はものによっては町民に分かりやすく説明しますという内容が最初の何項目かにあります。ところが、この内容は町民にとって分かりにくいものがたくさんある状況です。分かりにくさということについては、振り返りの中でも議論していければいいと思いますが、やはり仮置き案の基本パターンがそのようなつくりになっていると思います。第9章の「行政運営」の中で、生まれた政策を第2章の「情報共有」と、第3章の「町民参加」の規定を使って町民に伝達するという大きな枠組みになっています。なので、主語が議会と行政になっています。「情報共有」の受け手が町民という、ダイレクトの伝達に分かりにくい原因ではないかと考えてみました。どのようにすればいいか考えたときに、第2章、第3項ではですね説明責任について書いてありまして、町の政策の企画、立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過内容や効果を町民に明らかにし、分かりやすく誠実に説明する具体的なルール、具体的なアクションについて、今後、議会と行政で色々と検討していただきたいと感じました。例えばですね、Be コイン、町民プール、町立病院等の体制の問題が出たときに、議会が予算を決議する過程で、どのような論点が出たのか町民に対して分かりやすく説明すれば、理解が深まると思っています。どのような政策のサイクルで情報を共有するかというのは、将来的な課題であると思いますが、そのようなルールは、今後、策定していかなければならないと、今、考えました。例えば、町民説明会において、今後はこのようになりますと言えるような具体的なものが、議会や行政の中で検討されて、ルールができればいいと思っています。今のところは条文だけで、どのようにするかは今後見ていかないといいと思います。

(事務局)

・「行政運営」については、今回の条文案を仮置き案ということで整理させていただきたいと思っています。

・全体を通して、意見はありませんか。

(委員 C)

・論点2において、条文の追加を提案させていただいているので、説明させてください。

・先ほどの政策のところは、町民としては難しいものがありましたが、町民参加という点については、色々な可能性があると考えており、町民がもっと参加できることを条例でつくるという提案をしたいと思っています。

・1つ目は、現在の仮置き案の第3章「町民参加」だけでは、参加の拡大に限界があると思います。

・2つ目に、まちづくり井戸端会議等町民に好評なものがあって、それを美瑛町の柱として拡充していくという、そのための条文化をしたいと思っています。

・3つ目ですが、ここにあるようなチャートが町民に見えるようにすることによって、あなたはどこに参加したいというような、見える化が図れるという思いがあります。町政への町民参加の区分を、この9個の枠に分けて考えます。横軸は参加するテーマで、縦軸はその参加の形式がどうなっているのかという分け方にしています。参加の具体例は色分けして示しています。現行の条例と仮置き案にあるものがピンク

色、青はそれ以外、白枠は今後こういうことも考えられるものを入れてあります。ちなみに、自治推進委員会は第11章で議論されるものですが、ここに書いてある枠を少し左へ延ばしていただき、協働のところまで修正してください。この体系図の分析についてですが、参加の具体例が4つの固まりになっていますが、まちづくり井戸端会議がある固まりに注目してください。まちづくり井戸端会議は、コミュニティの課題を話す場が欲しいという町民のニーズ、それから、町民に密着した情報から政策を追求したい行政の政策ニーズの2つが凝縮された協働のニーズから発生した参加の場になっており、参加者にも好評です。ちなみに、白抜き枠ですが、今後の展開は、異業種との課題プロジェクトでなくて美瑛町版の課題プロジェクトも考えられますし、町長と職員が行政区を訪問する地域別の未来トークという展開も考えられます。このチャートの意味することを、もう少し町民参加について考えてみたいと思いますが、町民参加という言葉で一括りにできない実態があると考えています。塊ごとにその性質が違うので、それぞれに合った情報共有や、町民の意見への対応も、塊ごとに違います。したがって、呼びかけ方、それから、町民の満足点も違うと思います。それから、2点目ですが、「情報共有」と「町民参加」は、自治の2本柱と言われていますが、町民はそのような区別はしません。チャートの中の興味がある参加の場に行くと、そこで情報が得られるということで、洪水のような情報を期待しているわけではありません。この条例が出来たからといって、多くの情報を出すということではなく、この塊ごとに情報の質と量と満足点が違うという考え方でやっていけば、参加の場づくり、情報づくりを一体的に考えることによって、町民の満足度が上がっていくと思います。満足が上がれば、参加の裾野が広がっていき、裾野が増えるほど担い手が育っていくという好循環が期待できると考えます。そこで、裏のページにおいて、条文の追加を提案しています。第3章の2「町民参加の対象」という項目がありますが、そこに2つ追加するという提案です。行政は、コミュニティの課題を政策に反映する基本のもと、コミュニティの町民が幅広く集まり意見交換する町民参加の場を設け、拡充します。これは、まちづくり井戸端や未来トーク等を想定しています。それから、行政は、担い手を育成する基本のもと、コミュニティの課題に取り組む町民参加の場を設け、拡充します。これは若い人が参加したまちづくりプロジェクト及びその発展形を想定しています。今は行政が町民に求める参加の形態だけですが、この追加によって先ほどの真ん中の塊のところの手当てをすることを提案したいと思います。それから、4番目に記載していますが、「町民参加」と「情報の提供」に下線部を追加となっていますが、最初の3項は、町政への町民参加を積極的に推進する、で終わっていますが、今後、体系的に拡充していきますという、文言を追加するべきと考えます。具体的な制度を体系的に整備し拡充します。もう1つは、「情報の提供」の第2項ですが、ここは現在の条文に追加ということで、2行目の分かりやすく町民に提供する、で終わっています。そこに、情報提供の具体的な制度を体系的に整備し拡充します、と追加するという提案です。町民が参加しにくいところを、この条文によって裾野を広げる提案になります。

(事務局)

・具体的には、第3章へ条文を追加したいということでよろしいでしょうか。

(委員 B)

・そうです。大きな変更になるので、振り返りのタイミングではなく、今日説明させてもらいました。

(事務局)

・本日話し合いをしたということではなく、事前の説明ということでよろしいでしょうか。

(委員 C)

・前回の専門部会において、事務局から、「町民参加」と「情報共有」について、特に振り返りの回を待たずに意見があれば出してくださいという話があったと思います。それに対する回答なので、どこで議論するかについては、事務局の方で音頭を取っていただいた方が良いと思います。私たちも、確かに、振り返りの回で、いきなり振り返りをやるとなっても、少し待つてとなると思うので、ここで1回挟むということもありかなと思っていましたが、中途半端になりがちなので、ここで挟むこともいかなものかと思います。そのような経緯があるので、事務局に仕切っていただければと思います。

(事務局)

・事前に、このような提供をいただくことは可能ですので、どこで議題にするか整理していきたいと思いま

す。振り返りの回において、今日説明いただいた部分も含めて、意見交換をしていきたいと思います。
・振り返りの方法については、今日のチーム会議の中で検討したいと思います。

(2)勉強会

(事務局)

・それでは、第10章「連携・協力」と、第11章「条例の見直し等」について説明させていただきます。今回の説明で、全ての章の勉強会が終了することになります。

・今後は、これまで作り上げてきた仮置き案を基に、条文案や施行規則の案、逐条解説等を作成していくこととなります。

・まず、「連携・協力」の章になりますが、ここでは大きく2つの項目にわけて、説明していきたいと思ます。

・1つ目は、町外の人々との連携・協力になります。

・今回の条例の仮置き案では、美瑛町の自治を担う人を、①住所を有する町民、②町内で働く人、又は学ぶ人、③町内で事業活動等を営む人、④町内の法人もしくは団体、と規定していますが、まちづくりの担い手はそれだけではありません。では、どのような人が、美瑛町の自治の担い手となるのかと言いますと、①外部から情報や知恵の提供を受けることができる人、②政策提言や寄附などにより、まちづくりの応援をしてくれる人、③まちに住んでみたいと思っている人、まちに関わりを持ちたいと思っている人、④全国各地で町のPRをしてきて、まちの認知度や評価を高めてくれる人、などが、まちづくりの担い手と言えると思います。

・つまり、現在、全国的な政策として実施されている、地方創生の推進、移住定住に関する施策が深く関わってくることになり、交流人口でもない、定住人口でもない、関係人口が新たな自治の担い手となる、という考え方になります。美瑛町でも、近年、様々な施策として、この関係人口の創出・拡大に関する事業を展開していますので、その一部をご紹介します。

・まず、ふるさと納税制度では、様々な町外の人に美瑛町を応援してもらえるよう、町の課題や解決するための施策をわかりやすく寄附者の皆さんへ発信することや、美瑛町の魅力を返礼品でお伝えすることができるよう、農畜産物や加工品、工芸品などをお贈りしております。情報発信力の強化により、令和3年度は2億5千万円を超える寄附をいただいております。

・次に、テレワークや二地域居住体験などで、美瑛町内で短期滞在してみたいというニーズにこたえるための施策を推進しています。

・令和2年度からスタートしたテレワーク推進事業では、幸町に2棟の専用住宅を設け、1か月単位で利用できる仕組みを始めたところ、町外、道外から多くの利用者が訪れ、ニーズの高さがうかがえます。このように、企業の社員や個人事業主などの、多くの知識とノウハウを持つ利用者との関わりにより、町内にも新しい事業の展開が生まれ始めているところです。

・ふるさと会では、美瑛町出身者や、美瑛ファンの方との東京、札幌における交流を経て、大都市圏でのまちのPRを図っていただいているところです。

・施設活用では、近年、町外企業による町内への事業参入が進められております。昨年度は、旧五稜小学校を活用した家具のリメイク事業や、拓真館の向かいにある「四季の交流館」を活用した染物体験事業など、町外企業による町おこしが進められております。

・包括連携では、丸亀製麺を運営するトリドールホールディングスとの連携による、学校給食へのうどん提供プロジェクトが予定されています。また、北海道大学との観光分野における連携、全国の「日本で最も美しい村連合」加盟町村との連携など、多くの企業や自治体との連携が行われてきております。

・このように、継続的に美瑛町と関わろうとする人々が、まちづくりに関わることで、そして、町外の人々が持っているスキルやノウハウを、どのように美瑛町のまちづくりに活かしていくかが、今後重要になってくると思われまます。

・連携・協力を条文に規定する際に、検討するべきポイントとしては、連携・協力をする主体は誰になるのか、という点です。

- ・自治の担い手としては、これまでも、町民、議会、行政の三者が主語となってきましたが、条文に規定する様々な連携・協力活動を誰が行うのかを明確に規定する必要があると思います。下の枠内には、他の自治体の規定例を掲載しておりますので、参考にしてください。
- ・次に大きな2つ目の項目になりますが、自治体や国、北海道との連携・協力になります。行政ニーズの多様化や、社会情勢の変化などにより、まちの政策課題が広域化するなど、美瑛町だけでは対応できない課題が増えてきております。
- ・では、どのようにまちの課題を解決していくのかというと、フルセット主義からの脱却がポイントになると考えられております。一般的に、フルセット主義とは、市町村が、教育、福祉、文化など公共サービス提供のための施設等を、すべて自らが整備し、運営していこうとする考え方のことになります。言い方を変えれば、人口や面積に関係なく、個々の市町村がすべての分野の施策を手掛けようとするものであると言えます。しかし、人口減少が進む現在において、フルセット主義には限界があり、様々な連携という形により、共通する課題を認識し、解決を図っていく必要があります。具体的な規定例としては、次の3項目が挙げられます。
- ・1つ目は、近隣自治体との連携になります。
 - ・美瑛町では、既に行われている連携にはなりますが、大雪地区広域連合による近隣自治体との連携では、国民健康保険事業や介護保険事業などを、東川町、東神楽町と共に実施することで、事務の効率化を図ってきております。そのほかにも、消防、清掃、葬祭事業についても同様の連携を近隣自治体と図ってきております。また、先日、連携協約を締結しました、旭川大雪連携中枢都市圏では、旭川市を中心市として1市8町の連携により、まさに、フルセット主義からの脱却を図るための連携が進められております。
 - ・2つ目は、国や北海道との連携に関する規定になります。
 - ・3つ目は、国際交流になりますが、コロナ以前は多くの外国人観光客を受け入れていた本町ですが、現在は、目に見える事業として進められていないのが現状ではあります。
 - ・それでは、他の自治体の条文を比較していきたいと思います。特にポイントとなる文言は赤字で示しておりますので、ポイントのみ説明させていただきます。
 - ・美幌町の条文は、町外の人々、いわゆる関係人口との連携について、近隣自治体との連携、国及び北海道との連携、国際交流、の4本立てになっております。
 - ・八雲町については、関係人口に関する規定はなく、3本立てとなっているほか、他の自治体との連携を図るための組織の設置規定が設けられております。
 - ・余市町は、美幌町と同じ4本立てとなっております、国際交流では姉妹都市との交流が明文化されております。
 - ・東京都武蔵野市では、道内の自治体ではあまり見られない規定として、災害時に他自治体と相互に連携する規定や、戦争の悲惨さや平和の尊さを文言に含めて、国際交流を説明しております。
 - ・新潟県上越市でも、非核平和の実現として、国際問題にも触れる条文となっております、関係人口に関する規定はありません。
 - ・奈良県王寺町では、国際交流以外の説明を短く説明しております。
 - ・東川町では、文化、教育、スポーツなど、様々な交流を通じて、世界に開かれたまちづくりを進めるという独自の表現をしております。また、広域連携として、大学や専門学校、民間団体などとの連携を明記しております。
 - ・安平町では、交流人口や定住人口の増加に向けて努力することが規定されております。
 - ・中頓別町では、広域連合や一部事務組合を明記して、積極的な連携を図ることを説明しています。また、国や北海道と対等な立場で連携することを、「補完協力関係を築く」という言葉で整理しております。さらに、町外から町政に関する知恵や発想を吸収することなど、他にはあまり見ない表現で説明しております。
 - ・稚内市では、国際交流の規定で、「サハリン州を始めとする海外との国際交流」ということで、地域性のある表現がされております。

- ・ニセコ町については、言葉の表現方法は違いますが、ほとんど美幌町と同じ4本立てとなっております。
- ・次に、第11章「条例の見直し等」についての説明となります。
- ・自治基本条例は、これまでの専門部会でも意見として出ておりましたが、策定するのがゴールではなく、それをうまく運用することが重要となります。そのためには、専門部会内だけではなく、様々な場面で議論し、見直しや改善を図っていく必要があります。現行の「住み良いまち美瑛をみんなで作る条例」には見直し規定がありませんので、平成15年の策定以来、大きな条例改正はされておられません。この見直し規定を置くことで、見直し等を然るべき場所で確実に実施することを担保する規定になります。
- ・また、見直す機会を作ることで、今まで条例に関わる事のなかった人が関心を持ち、自分たちの条例として共有していくことができます。見直し条項を持つ自治体は数多くあります。
- ・次に見直しの期間については、期間を定められている条例については5、4、3年と様々ではありますが、「5年を超えない期間ごとに見直す」と規定する場合もあります。期間を定めないものでは、「重要な事項に変更があった場合」や、「社会情勢の変化により、見直す必要がある場合」のように表現する場合があります。
- ・条例の見直し規定のポイントとして、図で整理したものになります。
- ・見直しの周期については、スクリーン左の図の4パターンが多くなっておりまして、特に、4年もしくは5年を超えない期間で見直す規定とする自治体が多くなっておりまして、4年は、町長、町議選を意識しており、5年は総合計画内の実施計画期間を意識しているケースにおいて設定されていると考えられます。また、期間を設定しない場合は、見直しのトリガーとして、図にある2つの理由により、必要に応じて見直しをすることが明記されるケースが多くなっておりまして。
- ・また、見直しの組織を設置する規定も本章で定められることがあります。曖昧な見直し作業とならないよう、町民主体の組織を設置し、見直しを行うことを規定するものです。
- ・住み良いまち美瑛をみんなで作る条例では、見直し規定はありませんが、現行条例の見直しをする場合には、まちづくり委員会がその役割を担うこととなります。
- ・では、次に、他の自治体の条文を比べていきたいと思っております。
- ・美幌町では、4年を超えない期間ごとに見直す規定を設けており、第2項では、委員会の設置も規定されております。
- ・八雲町、余市町についてもほぼ同じ条文となっております。
- ・東京都武蔵野市では、見直し規定はありません。
- ・新潟県上越市では5年、奈良県王寺町でも5年と規定しております。
- ・中頓別町、北見市については、必要に応じて見直しをするようになっておりまして、期間は決めておりません。
- ・ニセコ町については、4年を超えない期間とされております。
- ・次に、条例を推進し評価するための委員会の設置に関する規定になります。住み良いまち美瑛をみんなで作る条例においても、まちづくり委員会の設置、及び、委員会における重要案件の審議について規定されておりますが、自治基本条例においても、同様の規定は必要になるかと思っております。
- ・自治体によっては、見直し規定や、委員会の設置を省略することもあります。
- ・委員会制度の流れを図で表したものになります。
- ・町民による委員会が、条例の見直しや、行政運営の評価などを審議することになりますが、その審議で出された町民からの意見を踏まえ、議会側、行政側の方で既存制度の見直しや、関連条例の制度化などを図っていくこととなります。
- ・(1)の委員会の必要性ということで、専門部会で検討しきれなかった項目を、引き続き検討していくためにも、委員会の設置は必要かと思っております。
- ・(2)の委員会の役割ですが、まちづくり委員会の役割としては、総合計画に関する事など、5つの事項が規定されております。今回の自治基本条例の制定により、条例に基づく政策の制度化や、条例の運用状況に関する事などを役割に加える必要があるのではないかと思います。

- ・(3)の委員会の組織構成は、まちづくり委員会の既存のルールを掲載しておりますので、ご確認ください。
- ・次に、他の自治体の条例を確認していきたいと思います。
- ・まず、美幌町、八雲町、余市町につきましては、それぞれ自治推進委員会という名称の組織の設置を規定しています。
- ・道外の先例自治体では、組織の規定はありませんが、各種審議会における重要事項の審議等を通じて、条例を運用していると思われます。詳細までは、申し訳ありませんが、調べ切れておりません。
- ・岩見沢市、安平町についても、委員会設置規定が設けられております。
- ・栗山町、中頓別町、北見市、次のページの上川町、稚内市、ニセコ町についても、規定されていませんでした。
- ・最後に、今回の論点のポイントです。
- ・今回は、すべての設問を、規定を設けるか、設けないかの二択にしております。
- ・各論点の解答欄には、自由記載欄を設けておりますので、規定したい理由や、条文に入れたい言葉などを記載していただければと思います。
- ・論点1-1は、「町外の人々(関係人口)との連携・協力」に関する規定を設けるかになります。近年美瑛町でも力を入れている移住定住対策や、関係人口の創出・拡大事業などが関連してくる規定になります。
- ・論点1-2は、「近隣自治体との連携・協力」に関する規定を設けるかになります。広域連合など、既に取り組まれていることになりますので、改めて規定する意義を問う設問となります。
- ・論点1-3は、国や道との「広域連携」に関する規定を設けるかになります。こちらは、行政職員の方がイメージしやすい規定になるかと思います。
- ・論点1-4は、「国際交流」に関する規定を設けるかになります。ここまでが、連携・協力の章に関する論点になります。
- ・次に、条例の見直し等の章に関する論点になります。
- ・論点2-1は、条例の見直しに関する規定を設けるかになります。
- ・論点2-2は、条例の見直しに関するルールを明確化するかになります。この設問では、見直しの期限年数を設定するかどうか論点となります。年数を規定する場合には、自由記載欄に皆さんが考える妥当な年数とその考え方を記載していただければと思います。
- ・論点3は、町民等による委員会制度を設けるかになります。こちらは、まちづくり委員会の後継となる委員会を想定していますので、事務局としては当然必要であると考えますが、委員会の役割など、皆さんのご意見を伺いたいと思います。
- ・論点4は自由記載で、その他の規定として設けた方がいいと思うものを記載してください。
- ・なお、今回の宿題の提出期限については、別紙意見とりまとめ票のとおり5月6日(金)とさせていただきますので、ご多忙とは存じますが、何卒よろしくお願いたします。
- ・以上で説明を終わります。

(3) チーム会議

次の項目について専門部会員のみで打ち合わせを行った。

- ・振り返り作業の進め方
- ・町長への答申までのスケジュール
- ・町民説明会
- ・「News みんなで創ろう！自治基本条例」6月号、7月号、8月号
- ・専門部会における活動終了後のフォロー

4 閉会